

事務連絡
令和4年3月31日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

補装具費支給に係るQ & Aの送付について

平素より、障害福祉行政にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

令和4年度「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」の改正にあたり、別添のとおり補装具費支給事務に関するQ & Aを整理しましたので、御了知の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内市（区）町村、身体障害者更生相談所に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

【お問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室障害者支援機器係
TEL：03-5253-1111（内線 3073,3071）
Mail：hosougu@mhlw.go.jp

(令和4年度告示改正で追加された項目)

Q1 今般の補装具告示改正において、FM型補聴器に関する記述が削除されたが、FM型補聴器は今後どのように取扱うべきか。

A 補聴器については、FM型に代わりデジタル方式が支給されている実態を踏まえ、今回の改正とした。FM型補聴器の修理申請等があった場合は、特例補装具として対応されたい。

Q2 1 購入基準(1) 義肢-殻構造義肢の工製作要素価格の(ウ) 支持部の義手用・型式に作業用(幹部使用)、義足用・型式に作業用(鉄脚使用)等を追加した理由如何。

A 作業用に関しては、幹部や鉄脚を含まない構成であっても、使用場面により作業用義肢として判断できる場合がある(例として、小児の体育用義手や運動を職業とする者に対するのスポーツ用義足等)。今回、義手用の型式に作業用と作業用(幹部使用)を、義足用の型式に作業用と作業用(鉄脚使用)を設定することにより、実態を踏まえた製作ができるように改正を行ったものである。